

## 「株式会社丸重組」をえるぼし認定しました！

青森労働局は、女性活躍推進法に基づき、基準適合一般事業主として株式会社丸重組を令和8年7月6日付けでえるぼし認定し、令和8年7月28日に認定通知書交付式及び懇談会を開催しました。

令和8年8月3日現在、青森県内のえるぼし認定企業は26企業となりました。

| 所在地      | 業種  | 労働者数                | 取得した認定 |
|----------|-----|---------------------|--------|
| 西津軽郡鰺ヶ沢町 | 建設業 | 59名<br>(男性54名、女性5名) | 2段階目   |



認定通知書交付式の様子



2段階目 認定マーク

### \* 女性活躍推進法とは

職業生活において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会の実現のため、国、地方公共団体、民間事業主それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定めた法律であり、常時雇用する労働者が101人以上の事業主は、一般事業主行動計画の策定・都道府県労働局への届出及び自社の女性活躍に関して情報公表すること等を義務付けています。

### \* えるぼし認定・プラチナえるぼし認定・プラス認定について

女性活躍推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定・届出した企業のうち、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等一定の要件を満たした場合に認定します。

#### <えるぼし認定>

『採用・継続就業・労働時間等の働き方・管理職比率・多様なキャリアケース』の5つの評価項目のうち、満たした数に応じて認定の段階が3段階あります。

#### <プラチナえるぼし認定（特例認定）>

えるぼし認定企業のうち、より高い水準の取組を行っている企業を特例認定します。

#### <プラス認定>※令和8年4月1日よりスタート

上記認定基準に加えて、女性の健康支援に関する基準を満たした場合にプラス認定します。

#### <認定のメリット>

えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は認定マークを商品、広告、求人広告等に付すことができ、「女性の活躍を推進している事業主」であることをPRすることができます。また、公共調達の加点評価を受けることができます。

## えるぼし認定企業（株式会社丸重組）懇談会

令和8年7月28日開催

### 青森労働局長

この度はえるぼし認定取得おめでとうございます。

労働局としては、職場環境の改善を行い、県外流出に歯止めをかける対策の1つとして、女性活躍推進の取組（えるぼし認定等）があると考えています。

認定取得を目指したきっかけをお伺いしたいです。



### 株式会社丸重組

建設業は男性社会というイメージがあるかもしれませんが、技術系の事務（経理・広報・バックオフィス）や、図面を描くコンサルタント等、建設業には様々な役割があり、女性も活躍できる業界であることをPRしたい「**建設業のイメージアップを図りたい**」「**建設業における女性の働き方の多様性を生み出したい**」と思い、認定取得を目指しました。



### 青森労働局長

現在も、採用募集しているとのことですが、未経験でも入社は可能ですか。

### 株式会社丸重組

男女問わず、未経験でも入社可能です。

また、社内研修の他、各建設関係の団体が実施する勉強会でも知識の習得が可能です。以前と比べると学習の場が増えています。



### 青森労働局長

今後、女性管理職は増える見込みでしょうか。

### 株式会社丸重組

現在は1名、女性管理職がおりますが、他にも管理職候補者が控えています。今後はさらに女性の管理職登用に力を入れていきたいです。